

札幌司法書士と連携した無料登記相談所（愛称:「きけるっしょ」）を再開しました！

令和5年11月2日(木)から、札幌法務局登記部門待合スペース内の札幌司法書士会と連携した無料登記相談所（愛称:「きけるっしょ」）を再開しました。

「きけるっしょ」は、札幌法務局及び札幌司法書士会が相互に連携し、司法書士が国民からの相談に対応することにより、行政サービスの向上を図るとともに、不動産登記（権利に関する登記）の促進、法定相続情報証明制度及び自筆証書遺言書保管制度の普及並びに司法書士制度に対する理解を深めることを目的としています。

1 「きけるっしょ」の概要

- ① 開設時間 毎週火曜日～金曜日 午後1時～午後4時(ただし、休日及び年末年始の閉庁日を除く。)
 - ② 開設場所 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎1階 札幌法務局登記部門内
 - ③ 相談員 札幌司法書士会所属司法書士
 - ④ 相談内容 不動産登記(権利の登記)(注)、法定相続情報証明制度、遺言書の作成方法
 - ⑤ 相談時間 1回 20分以内
 - ⑥ その他 相談時には、できる限り、登記事項証明書、その他の関係書類を持参願います。
- (注)不動産登記(権利に関する登記)の代表例として、不動産の相続、売買、抵当権抹消の登記があります。

2 相談ブースの場所

「きけるっしょ」は、札幌法務局登記部門南側の待合スペース内に設置しています。

プライバシーにも、十分配慮していますので、ご安心ください。



相談所(外観)

3 事前予約制

「きけるっしょ」における相談は、事前予約制としています。

相談ブース入り口に、当日の予約表を掲示していますので、予約内容をご確認ください。

予約内容を確認後、「きけるっしょ」前に設置された椅子でお待ちください。



予約表(メニュースタンドの上にあります。)

4 相談

予約時間となりましたら、相談員がお名前をお呼びしますので、呼ばれましたら、相談ブースの中へお入りください。



相談員(司法書士)